

2019年 統一地方選挙にあたり 公正で自由な選挙の実現を求める要請書

警察庁

長官 栗生 俊一 殿

2019年2月19日

選挙運動の権利を守る共同センター
構成団体 全国労働組合総連合
自由法曹団
日本国民救援会

〔連絡先〕東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階
日本国民救援会中央本部 TEL 03-5842-5842

4月に統一地方選挙がおこなわれます。地方選挙は、住民みずからが今後の暮らしなど地方政治のあり方を決めるとしても大事な機会です。同時に、今回の選挙は、安倍政権のもとですすめられている政治に対する審判の場でもあります。

日本国憲法は、主権者国民の権利として「公務員選定の権利」（15条1項）を規定し、住民が自治体の首長や議員などを直接選挙する（93条2項）としています。そして、公職選挙法は「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われる」（第1条）ことの大切さを記しています。

ですから、主権者である国民が、政党や候補者の政策について十分な情報が提供されるもつとで、国民同士が政治についておおいに議論し合うことが重要です。選挙においては、言論・表現の自由（憲法21条1項）が最大限保障されることが必要なのです。

しかし、日本の選挙は、公職選挙法によつて言論・表現活動に不当な制限が加えられています。これは、憲法、そして国際人権規約に反するものです。市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）は、「参政権」「意見及び表現の自由」などの権利の享受を規定しています。自由権規約委員会は、日本政府に対して「公職選挙法が、表現の自由及び参政権に対して非合理的な制約を課していることの廃止」を求め、さらに、法律を改正する前であっても「思想、良心及び宗教の自由あるいは表現の自由に対する権利への如何なる制限を課すことを差し控えることを促す」と厳しい勧告をしています。

警察法では、警察の活動について「不偏不党且つ公平中正」を旨とし、「いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」（2条2項）としています。また、公職選挙法では、警察官は「選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない」（第7条）としています。

以上をふまえ、私たち「選挙運動の権利を守る共同センター」は、公正で自由な選挙の実現をめざし、以下、要請するものです。

一 言論・表現活動への不当な干渉・制限をおこなわないこと

警察は、選挙において、憲法で保障された言論・表現活動が最大限保障されるために、不当な干渉・制限はおこなわないよう強く求めます。

具体的な点をあげれば、選挙の際に、政党や候補者の政策を知らせるビラを住民に届けるという大

切な活動に対して、マンション等では管理人が拒否する事態が発生しています。選挙の際に、政党や候補者がみずからの政策などを届ける活動の重要性をふまえ、妨害・干渉しないことを求めます。

二 インターネット選挙に関連して

インターネットによる選挙運動が解禁されています。ツイッターなどのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）が広く利用されているもとの、インターネットによる選挙運動は重要であり、警察が安易な干渉・規制をして、主権者・国民が萎縮しないよう求めます。

三 選挙期間中の要求活動の保障をすること

選挙期間中であっても、主権者が自己の政治的意見を表明するために行動することや、労働組合や市民団体がみずからの要求の実現のために街頭での宣伝や集会、演説等を行うことは、選挙運動にわたらない限り、公職選挙法違反にはあたりません。

しかし、選挙期間中に予定されている要求を掲げたデモや集会等を、警察や選挙管理委員会が不当な判断をおこない、中止に追い込む事例があります。

警察が、憲法で保障された言論・表現活動への規制・干渉はおこなわないよう求めます。

四 「公明かつ適正」な選挙を妨げる「企業・団体ぐるみ」選挙を許さないこと

昨年9月の沖縄県知事選挙では、期日前投票において、企業が社員に対し、特定の候補者への投票を指示する事態が告発されており、中には特定の候補者を書いた投票用紙を撮影して報告を求めるといった秘密投票に反する事例もありました。

このように、企業や団体などが、その構成員等に対し、利益誘導と強要を交えて特定候補者への投票や選挙運動を強いる「企業・団体ぐるみ選挙」は、憲法が定めた「投票の自由」、個人の「思想・信条の自由」を侵害する行為であり、「利益誘導罪」（公選法第221条）にあたる可能性がある行為です。

警察が、「公明かつ適正」な選挙を妨げるこのような行為を厳正に取り締まるよう求めます。また、買収についても同様に厳正な取締りを求めます。

五 「公明かつ適正」な選挙を妨げる謀略ビラや暴力による選挙の妨害を許さないこと

過去の選挙でも、特定の政党や候補者・団体を誹謗・中傷する出所不明の謀略ビラ（怪文書）が、投票日の前夜などに全戸配布されるような悪質な行為が発生しています。また、候補者に暴力をふるったり、法定ビラの配布や選挙カーの宣伝活動を妨害する行為も発生しています。

こうした行為は、「公明かつ適正」な選挙を妨げるものであり、公職選挙法の「虚偽事項の公表罪」（235条）、「選挙の自由妨害罪」（225条）にあたる犯罪行為です。

このような行為に対し、警察が厳正に対処するよう求めます。

六 特定の政党などを敵視し、適正・公正に責務の遂行を

元警察幹部の著書（*）によれば、警察庁警備局長が警備局の課長会議（1966年5月）で「警察は選挙について、暮れのうちに票読みをやるべきだ。票は、警察としてふやせはしないが、取り締りで減らすことはできる。革新がふえることは、警察が自己の足もとを掘り崩すようなものだ」などと特定の政党・候補者を落選させることを指示しています。

*元警視監・松橋忠光氏著『わが罪はつねにわが前にあり』

このようなことがあってはならないことで、前記の警察法および公職選挙法の規定にもとづき、「不偏不党且つ公平中正」「公正」に責務を果たすよう求めるものです。

〈関連法令〉

日本国憲法

第 15 条 1 項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

同条 4 項 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 21 条 1 項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第 93 条 2 項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

警察法

第 2 条 2 項 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

公職選挙法

第 1 条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

第 7 条 検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない。

第 221 条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

第 225 条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかしたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。

三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

第 235 条 当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。